

(参考)

運営基準減算について

次の(1)～(7)に該当するものについては、運営基準減算に該当します。

- (1)居宅サービス計画の作成・変更にあたって、利用者居宅を訪問し、利用者に面接してアセスメントを行っていない又は実施したことが記録で確認できない。
- (2)居宅サービス計画の作成・変更にあたって、サービス担当者会議を開催していない。
- (3)居宅サービス計画を作成し利用者及び担当者に交付していない。
- (4)一月に1回、利用者の居宅を訪問して面接を行っていない。また、その結果が記録されていない。(情報通信機器等の活用に関する基準を満たしている場合は少なくとも二月に1回)
- (5)認定結果が確定する前に居宅サービスを提供する際の暫定プランの作成について、前記の(1)～(3)のいずれかに該当する。
- (6)居宅介護支援の開始にあたり、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができるなどを、利用者に説明し、理解を得たことが確認できない。
- (7)居宅介護支援の開始にあたり、前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合。また、訪問介護等のサービスが同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合等を、利用者に説明し、理解を得たことが確認できない。

(令和3年4月1日以降の新規の利用者かつ令和6年3月末までの期間が対象)

当該事由が発生した月は、当該事例の居宅介護支援費を100分の50で、運営基準減算状態が2月以上継続している場合は報酬算定しないでください。

※運営基準減算状態が解消されるに至った月の前月まで、減算あるいは、報酬算定をしない状態が継続することとなります。

初回加算

算定した月において運営基準減算に該当した場合、当該利用者のみ初回加算の算定はできません。

特定事業所加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A・特定事業所医療連携加算

運営基準減算に該当した事例が一つでもあれば、当該月は全利用者について特定事業所加算の算定はできません。(令和6年3月末までが対象)

各種加算

運営基準減算の継続により、所定単位数の算定ができない場合は、加算のみの算定はできません。

※所定単位数の100分の50を算定する際は、加算(初回加算・令和6年3月末までの特定事業所加算を除く)の算定は可能です。

なお、全ての利用者(過去5年間)について自主点検を行い、当該事例については過誤請求により適正な請求に改めてください。

(R6.4.1 改訂)